

八幡平市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和3年10月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和3年12月6日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和3年 10月7日	企 画 財 政 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	税 務 課	13:15 ~ 16:30	
10月8日	防 災 安 全 課	10:00 ~ 12:00	
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13:15 ~ 16:30	
10月12日	ま ち づ ぐ り 推 進 課	10:00 ~ 12:00	
	文 化 ス ポ ー ツ 課	13:15 ~ 16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和3年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査す

る監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 防災安全課

① 補助金交付決定通知書における市長臨時代理者の公印について【意見又は留意事項】

市長が代表者を務める八幡平市防犯協会及び自衛隊八幡平市協力会に対する令和3年度の補助金交付決定通知書は「市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規程」により、「八幡平市長臨時代理者 八幡平市副市長」となっている。しかし、それぞれの団体に交付された補助金交付決定通知書の印影を見ると、一方は「岩手県八幡平市長職務代理者印」であり、もう一方は「岩手県八幡平市長印」となっている。市長の公印管理を所掌する総務課からは、このような場合は「副市長」の公印を押印するよう示されているので、公印の押印にあたっては、事前に確認したうえで、誤りのないよう適正に行われたい。

(2) まちづくり推進課

① 建設工事監理業務における工事月報の提出について【注意事項】

令和3年度の平舘コミュニティセンター建設工事について、建設工事監理業務契約書・特記仕様書には「工事の月報は翌月5日までに調査職員に提出する」と規定されているにもかかわらず、期限の5日を過ぎてから提出されている月報が散見された。工事月報は、発注した工事が契約書及び当初の工事日程どおりに進んでいるかなど、随時、その進捗状況を確認して必要に応じて受注業者に指示を出すための重要な監理業務書類なので、当課においては、契約書に定められた提出期限を遵守するよう受注業者を指導されたい。

(3) 文化スポーツ課

① 業務委託契約における見積調書の誤記載について【注意事項】

令和3年度の八幡平市埋蔵文化財標柱立替等業務について、見積調書の記載事項である業務期間を、正しくは「令和3年6月7日から令和3年6月30日まで」と記載すべきところを、誤って「令和3年6月7日から令和3年3月29日まで」と記載している。ま

た、同じ調書の中で予定価格（税抜）を、正しくは「164,000円」とすべきところを、誤って「136,000円」と記載したため、予定価格を28,000円上回る金額で決定した内容になっている。この誤りは、過去のパソコンデータを未修正のまま使用したことによるものと思われるので、書類を作成する際は、適切に修正を行うとともに、決裁ラインのチェック機能を強化するなどして、適正に契約事務を執行されたい。

② 市博物館の入館料に係る「公金管理マニュアル」の作成について【意見又は留意事項】

市博物館では、入館料を直接現金で収納しているが、現在のところ、「公金管理マニュアル」は作成されていない。昨年度の定期監査において、このことを指摘した際、前担当課である地域振興課からは「他課のマニュアルを参考にして作成を検討する」との説明を受けているが、令和3年度においては実現に至っていない。現金を取り扱う博物館を所管する当課は「公金管理マニュアル」を作成して、更なるリスク管理の徹底を図るべきである。